

令和3年4月5日
独立行政法人都市再生機構西日本支社

令和3・4年度工事希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構西日本支社における令和3・4年度工事希望調査を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

1 調査対象工事区分等

(1) 4(1)③の事務所等において、令和3年7月1日(木)以降、指名競争入札により発注が見込まれる工事に係る工事区分(令和3年4月12日(月)以降に別掲「令和3・4年度「保全工事」に係る参加資格要件・工事区分表(別冊)」を参照。)を対象とします。

(2) 調査は工事希望調査資料(以下「調査資料」という。)の受付により行います。

※ 資料の受付は、事務所又は地域ごとに行い、その提出方法及び提出期間も異なりますので、ご注意ください。

2 調査資料の提出要件

当機構関西地区における令和3・4年度の建設工事競争参加資格の認定を受け、各事務所が工事区分毎に定める要件(格付、地理的条件、技術的適性等)を満たしている者とします。

なお、令和3・4年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。(※競争参加資格の登録申請手続は、調査資料を提出される前までに必ず行っていただく必要があります。)

3 調査資料の作成要領の交付

調査資料の作成要領は、当機構ホームページからのダウンロードにより令和3年4月12日(月)から交付します。交付する資料は次の2種類です。

- ①令和3・4年度「保全工事」の工事希望調査に係る調査資料作成要領
- ②令和3・4年度「保全工事」に係る参加資格要件・工事区分表(別冊)

4 調査資料の受付

調査資料は、希望する工事区分・事務所ごとに作成し、提出が必要です。

(1) 定期受付

① 受付方法

簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可。

② 受付期間

令和3年4月12日(月)から令和3年4月23日(金)まで(必着)

③ 受付単位・送付場所

希望する工事区分ごと、次表の事務所ごとに調査資料を作成し、送付場所に送付してください。

	事務所	所在地
1	千里住まいセンター	大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
2	大阪住まいセンター	大阪府大阪市城東区森之宮二丁目9-204
3	泉北住まいセンター	大阪府堺市中区深井沢町3257番地
4	兵庫住まいセンター	兵庫県神戸市中央区御幸通七丁目1番15号
5	京都住まいセンター	京都府京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1番地
6	奈良住まいセンター	奈良県奈良市右京一丁目4番地
7	阪神住まいセンター	兵庫県尼崎市昭和通3-95

送付場所：独立行政法人都市再生機構業務受託者

(株)URコミュニティ コミュニティ推進部 エリア経理契約課
〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番111号
NLC森の宮ビル8階
電話：06(6967)5019

※ 複数の工事区分について調査資料を提出する場合は、工事区分ごとに調査資料(調査票及び添付資料)をクリップ止めしてください。

(2) 追加受付(随時)

① 受付方法

簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可

② 受付期間

令和3年7月1日(木)から令和5年3月31日(金)まで(必着)

③ 受付単位・送付場所

(1)③と同じ。

(3) 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。なお、その場合のヒアリング等は、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティの担当部署が行います。

5 その他

- (1) 調査資料作成に係る質問等につきましては、下記のお問い合わせ窓口一覧をご利用ください。
- (2) この調査は、次回の定期受付による工事希望調査終了時までの間（審査等の期間を含み、最大2か年分）、工事請負契約に係る指名競争入札における適正な競争参加者の指名の基礎資料とするために実施します。工事の発注件数により、調査資料提出者全員への指名を約束又は予定するものではありません。
- (3) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担といたします。
- (4) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 提出された調査資料は、原則として返却しません。
- (6) この工事希望調査は、都市再生機構西日本支社が発注する、契約概算額5千万円未満の工事を対象として実施します。
- (7) 工事発注手続きに当たっては、独立行政法人都市再生機構業務受託者（株）URコミュニティの担当部署が連絡等を行います。
- (8) 提出された調査資料を基に、参加資格要件のある者を、①履行中工事状況、②指名状況、③地域要件（本店（社）、支店（社）、営業所所在地の別）、④施工実績、⑤工事成績等の項目で総合評価し、指名が偏らないよう順次指名します。
- (9) この調査資料の提出がなければ、希望調査による指名競争入札における指名はできません。
- (10) 当機構発注工事については、建設業法上、公共工事の取扱いとなり、請負金額が3,500万円以上（建築一式は7,000万円以上）の工事には工事現場ごとに専任の技術者の配置が必要です。（営業所の専任技術者を配置することはできません。）また、下請契約金額の総額が4,000万円以上（建築一式は6,000万円以上）の場合は、監理技術者の配置が必要となります。入札工事を落札された後に、これらの技術者が配置できないことが判明した場合は請負契約の締結はできません。また、指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となりますのでご注意ください。

なお、配置する主任技術者または監理技術者は提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。なお、恒常的な雇用関係とは当機構発注工事の指名日以前に3か月以上の雇用関係があることをいいます。
- (11) 落札の結果、低入札価格調査対象となった場合には、施工体制及び品質確保のために、上記の主任技術者または監理技術者と同等の資格を有する技術者を1名以上、専任かつ常駐で現場に原則追加配置することになりますのでご注意ください。
- (12) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインによりご覧になれます。

(13) 今回の工事希望調査は、次回の工事希望調査の定期受付終了（審査等の期間を含む）時まで有効です。

(14) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上

《本掲示に関する問合せ先》

問合せ内容等	担当部署	担当部署 (担当工事種別)	電話番号
申請書の提出方法	(株)URコミュニティ	エリア経理契約課	06-6967-5019
申請書の作成要領 実績要件、提出書類等		エリア技術課 (保全建築・塗装・防水)	06-6967-5023
		エリア技術課 (保全土木・造園)	06-6967-5024
		エリア設備課 (電気)	06-6967-5029
		エリア設備課 (管)	06-6967-5026
建設工事競争参加資格 の登録申請（競争参加 資格認定）	(独)都市再生機構 西日本支社	総務部 契約課	06-6969-9023

※お問い合わせにつきましては、平日（土・日祝祭日、年末年始12月29日から1月3日を除く）午前9時15分から午後12時、午後1時から午後5時40分となります。